

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、入札公告、法令、清須市の条例、規則、要綱及びこの入札説明書によるとともに、入札される公有財産の現状・現形を設計図等で承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件

- (1) 貸付物件は、貸付物件一覧表のとおりです。
- (2) 貸付面積は、広告付案内地図板の1台分のスペースです。
- (3) 現地説明会は行いません。

2 貸付条件

(1) 用途指定

貸付物件一覧表に記載のある貸付物件の用途を「広告付案内地図板の設置場所」として指定します。

(2) 設置事業者の施設使用形態

ア 広告付案内地図板の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、清須市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を貸付けする方法により行います。

イ 一時貸付けであり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(3) 貸付期間

令和4年1月5日（水）から令和9年1月4日（月）までの5年間とします。

(4) 貸付料

入札により決定した金額とします。

(5) 必要経費

ア 広告付案内地図板の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

イ 電気料も、貸付料とは別に設置事業者の負担とします。なお、実費月額下表のとおりです。（年度ごとに一括で清須市が指定する期限までに全額納付すること。）

定格消費電力（最大値）	月額	年額
500ワット未満	3,000円	36,000円
500ワット以上1,000ワット未満	4,000円	48,000円
1,000ワット以上1,500ワット未満	5,000円	60,000円
1,500ワット以上	6,000円	72,000円

(6) 設置機器の仕様

清須市広告付案内地図板設置機器仕様書（以下、「機器仕様書」という。）のとおり。

(7) 利用上の制限

利用期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 広告付案内地図板を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- エ 広告付案内地図板を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認をすること。
- オ 広告付案内地図板の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を清須市に請求することはできない。

3 入札参加申込み

入札公告、入札説明書、機器仕様書、要綱等を十分に確認したうえで入札の参加申込みをすること。

(1) 申込期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月30日（金）まで（休日を除く。）

(2) 申込時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

(4) 申込方法

持参に限ります。

(5) 申込書類

一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（第1号様式）

4 質問及び回答

(1) 質問

入札説明書及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（第7号様式）を財産管理課まで提出してください。

ア 質問期限

令和3年7月30日（金） 午後5時まで

イ 提出場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

ウ 提出方法

質問書に質問事項を記入し持参してください。期限内に受領した質問のみ回答します。

(2) 回答

提出していただいた質問書は下記により回答します。

ア 回答日

令和3年8月6日（金）

イ 回答方法

入札参加申込者へ回答書をメールにて送付します。

5 入札

(1) 入札日時

令和3年8月11日（水） 午前9時

(2) 入札場所

清須市役所南館3階 第1会議室

(3) 入札書作成時の注意事項

ア 入札金額は、2(3)の貸付期間中の貸付料の年額を記入してください。

イ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 代理人による入札は、委任状（第2号様式）の提出をしてください。

代理人ごとに作成し、委託する貸付物件名、設置場所を必ず記載してください。

エ 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

オ 入札は、入札書（貸付け契約用）（第3号様式）を封筒に入れ封印し、件名、貸付物件名、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に標記してください。

[封筒記入例]

表	裏
<p>件名 広告付案内地区板に係る清須市 公有財産の貸付け</p> <p>貸付物件名 清須市役所北館 設置場所 1階 市民課 待合ホール</p>	<p style="text-align: center;">◎◎市◎◎町◎丁目◎番地 株式会社 ◎◎◎ 代表取締役 ◎◎ △△◎</p>

カ 入札書及び封筒は、ボールペン等消えにくいもので明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。

キ 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。

ク 入札者は、一度投入した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

ケ 上記ア～クに違反する入札及び入札公告中の「8 入札の無効に関する事項」に該当する入札は、無効とします。

6 入札の辞退

一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（貸付け契約用）（第4号様式）を清須市ホームページからダウンロードし必要事項を記載のう

え入札日前日までに総務部財産管理課（清須市役所南館 1 階）まで提出してください。

7 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。この場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、清須市は補償の責を負いません。

8 開札

開札の結果、入札者のうち最低貸付料（年額）以上で最高価格（年額）の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

9 資格確認書類の提出

開札後、落札候補者となった方は、資格確認書類等の提出をしてください。

(1) 提出期限

令和 3 年 8 月 1 8 日（水）まで

(2) 提出時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出場所

清須市役所南館 1 階 総務部財産管理課

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類

ア 一般競争入札参加確認申請書（貸付け契約用）（第 5 号様式）

イ 誓約書（第 6 号様式）

ウ 印鑑証明書

エ 証明書類（発効日から 3 か月以内のもの）

<法人の場合> 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

<個人の場合> 住民票

オ 税の未納がないことの証明書

(ア) 税務署長が発行するもの

a 法人・・・「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その 3 の 3 未納のないことの証明)

b 個人・・・「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その 3 の 2 未納のないことの証明)

(イ) 愛知県県税事務所長が発行するもの

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」、「自動車税」の未納の税額がないこと
の納税証明書（未納の税額がないこと用）

b 個人・・・「個人事業税」、「自動車税」の未納の税額がないこと
の納税証明書（未納の税額がないこと用）

(ウ) 清須市長が発行するもの（清須市内に本社若しくは事業所がある法人又は清須市民の方のみ）

a 法人・・・「法人市民税」及び「固定資産税」の納税証明書

b 個人・・・「個人市民税・県民税」及び「固定資産税」の納税証明書

カ 地図の表示等において許認可等を要する場合は、該当する許認可等が確認できる書類の写し

キ 過去5年間に国又は地方公共団体において、広告付案内地図板設置の実績がわかる書類の写し

10 落札者の決定

落札候補者に提出して頂いた資格確認書類等により審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに落札者として決定します。決定後、直ちに落札者に連絡します。

11 契約の締結

落札者決定後直ちに契約を結びます。

(1) 契約締結日

令和3年8月25日（水）予定

(2) 契約時の注意事項

ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

ウ 貸付契約は申込者名義で行います。

エ 落札者決定後、上記(1)の期限までに契約書を交わさない場合、落札者決定を取り消します。

12 貸付料

貸付料及び電気代相当額は、年度ごとに一括納付していただきます。

13 その他注意事項

(1) 本入札に関する様式は、別添の様式を使用してください。

(2) 清須市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、清須市に無断で転載・転用することは一切できません。

(3) 特定の物件については落札者の決定後、入札結果（貸付物件、設置場所、落札金額、落札者名等）を公表します。

(4) 入札参加申込等提出していただいた書類は、お返しできませんのでご了承ください。

14 問い合わせ先

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

〒452-8569

清須市須ケ口1238番地

TEL 052-400-2911（内線3812）

貸付物件

貸付物件名	設置場所	台数 (台)	面積 (㎡)	入札日時
清須市役所北館	1階 市民課 待合ホール	1	2.66	令和3年8月11日(水) 午前9時